

による記念講演に足をお運びいただきました。中山先生のご専門は経済思想史で、早稲田大学で博士号を取得されました。最近では2013年に平凡社から『経済ジェノサイド：フリードマンと世界経済の半世紀』という書名の本を出されています。巻頭言のテーマは「監獄」。考え方では全く相容れないものの、既に不当にも4カ月以上にわたり実質的に収監されている森友学園の籠池理事長夫妻のことを念頭に置くと、極めてタイムリーだと言えます。

## 平和を脅かすものに抗うために

東京外国語大学大学院教授 中山 智香子

内部からいつも腐っている桃、平和

日々に失格し

日々に脱落する悪たれによって

世界は

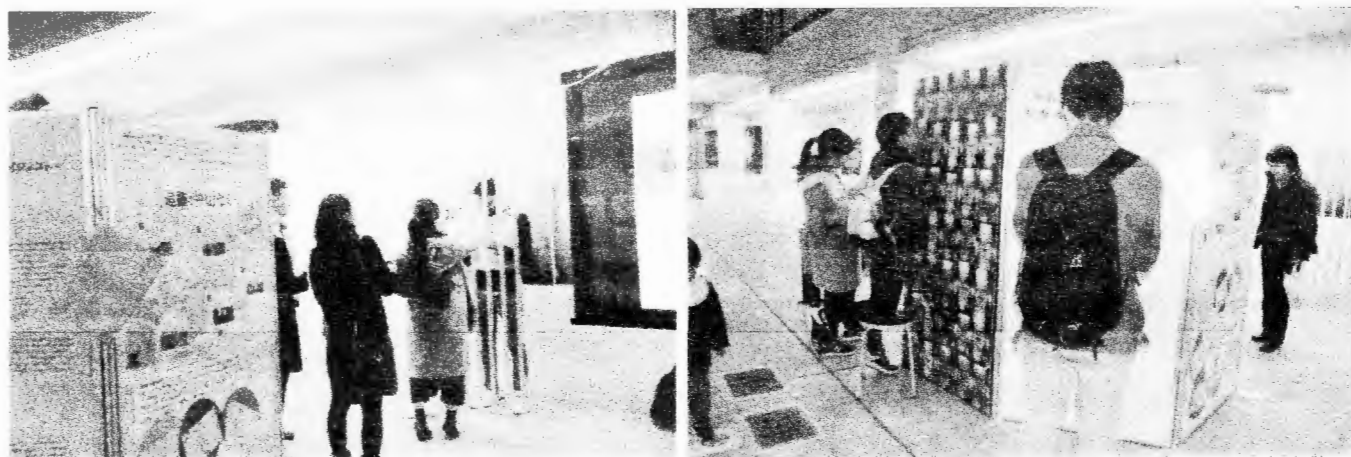
壊滅の夢にさらされてやまない

(茨木のり子「内部からくさる桃」より)

2017年度の外語祭は11月22日(水)から26日(日)まで開催され、語劇や野外ステージ、各種の展示などが連日にぎやかに繰り広げられた。中山ゼミでも3年生が中心となり、展示企画を出した。テーマは「監獄」であった。学生たちが話し合っただ共通テーマである。監獄については、フランスの哲学者ミシェル・フーコーが『監獄の誕生』(原著は

1975年)で、パノプティコン(全展望型設備)と呼ばれる監視構造に言及し、監獄と軍隊、工場、病院、学校は同じ構造であると述べたことは、わりと知られているかもしれない。しかし監獄が社会規範の境界を示す空間であることは確かである。今回、ゼミ生とともに関連施設を訪問したり議論を重ねたりするうちに、この監獄というテーマは非暴力の闘いにとって重要であると思えてきた。本稿では今回の外語祭でのゼミ展示を少し紹介させていただき、監獄をめぐる論点を考えてみたい。

外語祭では、ゼミ生たちは展示用のパネルを8枚借り出し、近くのホームセンターでベニヤ板を一枚買ってきて、中に遮光用の囲いのある六角形のパビリオンを組み立てた。天井はありあわせの布でふさぎ、ベニヤ板には覗き穴を二つ作って、暗い内側を大人も子どもも覗き込めるようにした。そして残りの五辺のパネルにポスター展示を施したのである。なお、パビリオンをつくり終わったところ、パネルを支えるパイプが何本か余ったので、誰かの思いつきで近くの壁の一部に監獄の個室の拡大写真を貼り、その前に余ったパイプを並べて、簡易監獄のようなインスタグラム・スポットを設置した。囚人服風のシャツとズボンを貸出し用に置いておいたところ、期間中にはとりわけ若い来場者たちがその前でしばしば撮影を行い、貸出し服を着てポーズをとる姿も見られた。



展示はおもにゼミ合宿の記録であった。現在は全国に四つあるという民営化された監獄の一つ、播磨社会復帰促進センターを訪問し、内部も見学させてもらったこと、2017年3月に閉鎖されホテルに改築される直前の旧奈良少年監獄の見学会に参加したこと、事前学習として訪問した東京中野区の矯正図書館の近くにある平和の門(旧中野刑務所正門)のこと、テーマにひきつけて調べた石川島監獄や当時の労働実態などを、写真を交えて説明した。パビリオンの中で繰り返し流した映像は、ゼミ生の編集した短い動画だったが、工場労働者や通勤の満員電車、スマホ画面に打ち興じる人びとの様子などをコラージュし、監獄の外にも見えない檻が存在するのではと問いかけた。子どもたちは喜んで何度も覗き込んでいたが、展示をじっくり読んだ大人たちは思案顔で、あるいはなんとなく居心地悪そうに、しばらくそこにたたずんでいた。

## 監獄を問う

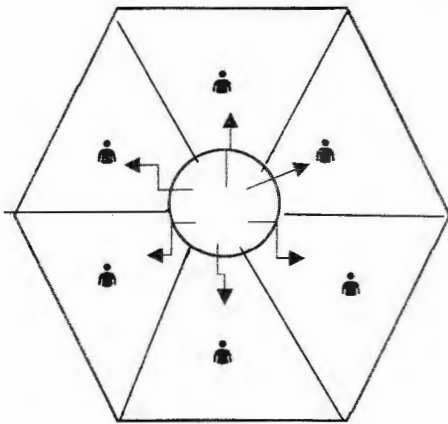
主旨をわかりやすく説明できればと思い、当方も以下のリードを寄せた。

「就職を控えた大学生や日々働く社会人が、ときに監獄の比喩を口にする。給料を得るために働かなければならない。まるで鎖につながれた牢獄のようだ。実はこれは比喩どころではない。賃労働は身体を拘束する空間の歴史と密接に関わっている。怠惰が罪として自由刑の対象となったのは、働けば金になるとされるようになった時代からであり、監獄と自由主

義と賃労働はセットで発展したのである。

自由刑。法律の専門家でなくても、拘留や禁固、懲役など身体を拘束され強制労働を課され、自由を剥奪される刑罰を知っているだろう。自由の根幹には、各自が好きなように過ごすプライバシーがあるが、監獄はこれを根こそぎ剥ぎ取るのである。ところが現行の制度はそれを社会復帰や更生のためだと謳う。何かそこに根本的な矛盾や欺瞞があるのではないか。監獄を問うことは、塙の中への恩情ではない。むしろわたしたち自身の生を問い直すことである。」

図 パノプティコン（全展望型監視施設）の構造



ポイントのひとつは先に述べたパノプティコンである。発案したのは 19 世紀の功利主義者ジェレミー・ベンサムで、図のように監獄を六角形あるいは円形にして真ん中に刑務官の部屋を置き、周囲の各独房を見渡せる窓をそれぞれつけておけば、囚人たちは常に見られているという意識を持つようになり、みずからの行いを正すというアイディアである。ここで重要なのは、刑務官が実際に見るかどうかではなく、この構造が囚人たちの内面に「刑務官の眼」を生じさせ、規範を植えつけ、その結果かれらがいわば自主的、主体的にみずからを矯正するという点である。これによって残酷な刑罰を与える必要がなくなるため、人間的かつ安上がりな統治ができる。君主や国王の恣意的な暴政や拷問が問題とされ、自由で対等な個人から成る社会が構想されたヨーロッパ近代世界の産物である。規律やしつけが重要となる場所には、このメカニズムを適用することが有効であるとフーコーは論じている。

一方この時代は、貧しい人びとを集めて施しを与えていた「救貧院」が廃止され、賃労働の普及へと移行した時代であった。ひとは働けば賃金を得られるし、原則的には自由にどこへでも移動して仕事を得ることができる。働かない者は怠けているのであり、それは罪である。このような価値観から、働かない者は収監され、懲罰的に労働を強制されるようになった。やがて人びとは収監されずとも、みずからを律して賃労働に従事するようになり、得た賃金で消費や蓄財を行うことが喜びとされるようになった。さらには、賃労働に行くための辛い通勤を耐えたり仕事の準備を行ったり、健康管理などもみずからの責任とコストで行ったりするようになった。フーコーの同時代人イヴァン・イリイチは、このようなシャドウ・ワーク（影の仕事）が次第に増大しつつ賃労働を支えて可能にし、人間を見えない檻の中に閉じ込めていると看破した。監獄制度は近代資本主義経済に重大な意味をもっていた。

### 監獄制度の破綻と残滓

さらに現代ではグローバル経済の進展により、「見えない」監獄は世界中の人びとを自縛自縛に追い込み、劣悪な労働環境を生み出している。規律の内面化が進行して「忖度」が至るところに広がる一方で、高い地位や権力を持つ者がその「見えなさ」に乗じ、あけすけな暴力的態度や恣意的権力をふるまう場合も少なくない。他方で、現実の監獄制度はおよそ限界に達してきた。ブラジルやフィリピンなどでは監獄の収容率は 100%をはるかに超え、アメ

リカでは監獄が巨大ビジネスと化しているという。日本では囚人のなかで高齢者の占める比率が年々上昇し、再犯率も高い。日本の事例が示すのは、監獄という場所が、食事や寝床などを供給し最低限の生存を保障する居場所として機能している現実である。高齢化に伴う心身の衰弱により刑罰としての強制労働をこなせない受刑者もあり、また良心的なスタッフが出所後の就職先を探し回る現状もあるという。近代の監獄制度は現実的に見れば、ほぼ破綻してしまっている。パノプティコンが機能するのはむしろ、圧倒的に、「見えない」監獄においてである。

ところがそのような監獄の現実が、ごく断片的にしかわたしたちに伝わってこない。わたしたちの暮らしや活動において「警察につかまる」とか「監獄にぶち込まれる」といった言葉から連想されるのは、相変わらず、社会的に不適切な人格としての烙印を押された極悪人が住まう社会的な闇としての、従来通りの監獄イメージである。それは犯罪への抑止力として機能し、人びとの社会秩序意識を支えているに違いない。しかし何が犯罪であるかを法律で定めるのは、もちろん国家の権力である。もし暴力や「テロ」の取り締まりの大義の下で、三権分立も保障されずに為政者の意のままに、法の刃が市民に向けられることになるのであれば、わたしたちは実質的に近代以前へと逆戻りすることになるだろう。だからこそ、監獄を考える必要がある。監獄の内外が反転するような社会には、全力で抗わなければならない。

## 9条のパズルを解く

R77 梶山 達史

総選挙中の党首討論で安倍首相は自衛官の親子の話を持ち出した。「子どもから『お父さん、憲法違反なの？』と言われ、悲しい思いをしている」という。安倍は、その親子の会話の根拠として、「ほとんどの教科書に自衛隊が違憲であるという記述があります」と言う。これは嘘だ。「自衛隊違憲」と断定した教科書はなく、違憲、合憲の両論を併記していて、教科書によって、その順番が違うだけだ。

安倍は参院選ではパネルに、米艦船の上にかぶせて、心配そうな顔で赤ちゃんを抱いている日本人の母親と子供の姿（後方に米国人夫妻の姿）の絵を描いて見せ、「紛争国から逃げようとしているお父さんやお母さんや、おじいさんやおばあさん、子供たちかもしれない。彼らが乗っている米国の船を今、私たちは守ることができない」と、戦争法の必要を説いた。実際は、米艦船が日本の民間人を載せることはなく、嘘の上に立てた話だった。

先輩の小泉首相も憲法破りの発言があった。04年11月、小泉は国会で、「自衛隊が活動している地域は非戦闘地域、これがイラク特措法の趣旨なんです」と答弁した。

イラク特措法2条は「政府は、この法律に基づく人道復興支援活動又は安全確保支援活動（以下「対応措置」）を適切かつ迅速に実施することにより、前条に規定する国際社会の取組に我が国として主体的かつ積極的に寄与し、もってイラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に努めるものとする。2、対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。3、対応措置については、我が国領域及び現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる・・・地域において実施するものとする」とある。本来は、3項の「非戦闘地域」の確認があった上で2項の「対応措置」の実施が認められるべきであるが、逆になっている。それはこの法律の論理が、「実施ありき」で、実施する場所を非戦闘地域と「定義する」からである。「戦闘地域では実施してはならない」とは書いていな